

エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	・	・	法人名	
	・	・		

別表六十 平二十一・四・一以後開始事業年度分

御注意

1 法人税額の特別控除は、資本金の額又は出資金の額が一億円以下の法人でその発行済株式又は出資の総数又は総額の一定割合以上を大規模法人に所有されている法人については適用がありませんので、御注意ください(裏面の「中小企業者の判定」欄に記載して判定してください)。
 2 平成21年3月31日以前に開始する事業年度については、平成21年6月改正前の法人税法施行規則別表六十(旧別表六十)を御使用ください。

措法第42条の5第1項各号の該当号	1	第 号()	第 号()	第 号()	第 号()	第 号()	
事業種目	2						
資産区分	種類	3					
	構造、設備の種類又は区分	4					
	細目	5					
取得価額	取得年月日	6	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .	
	事業の用に供した年月日	7	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .	
取得価額	取得価額又は製作価額	8	円	円	円	円	
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	9					
	差引改定取得価額 (8)-(9)又は((8)-(9))× $\frac{50}{100}$	10					
法人税額の特別控除額の計算							
当期分	取得価額の合計額 (10の合計)	11	円	前 期 繰 越 分	差引当期税額基準額残額 (14)-(15)	18	円
	税額控除限度額 (11)× $\frac{7}{100}$	12			繰越税額控除限度超過額 (24の計)	19	
	当期の所得に対する法人税の額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」 又は別表一(三)「2」)	13			同上のうち当期繰越税額控除可能額 (18)と(19)のうち少ない金額)	20	
	当期税額基準額 (13)× $\frac{20}{100}$	14			法人税額超過構成額 (別表六(二十四)「32の②」)	21	
	当期税額控除可能額 (12)と(14)のうち少ない金額)	15			当期繰越税額控除額 (20)-(21)	22	
	法人税額超過構成額 (別表六(二十四)「33の②」)	16			法人税額の特別控除額 (17)+(22)	23	
	当期分の特別控除額 (15)-(16)	17					
翌期繰越税額控除限度超過額の計算							
事業年度又は連結事業年度	前期繰越額又は 当期税額控除限度額		当期控除可能額等		翌期繰越額 (24)-(25)		
	24		25		26		
平 . .	円		円				
平 . .			外		円		
平 . .			(20)				
当期分	(12)		(15)		外		
合計							
機 械 設 備 等 の 概 要							

別表六(十)の記載の仕方

- 1 この明細書は、青色申告書を提出する中小企業者等が措置法第42条の5第2項又は第3項（エネルギー需給構造改革推進設備等）を取得した場合の法人税額の特別控除の規定の適用を受ける場合に記載します。
 なお、次に掲げる事業年度において、法人税額がないためその後の事業年度に繰り越して税額控除の適用を受けようとする場合にも、この明細書を提出しなければなりませんので、ご注意ください。
 (1) エネルギー需給構造改革推進設備等を事業の用に供した事業年度（供用年度）
 (2) 供用年度後の繰越税額控除限度超過額がある事業年度
- 2 「措置法第42条の5第1項各号の該当号1」の「第号（ ）」の空欄には、エネルギー需給構造改革推進設備等が措置法第42条の5第1項各号のいずれに該当するかを記載します。
- 3 「事業種目2」には、その法人が営む事業種目を記載します。
- 4 「種類3」、「構造、設備の種類又は区分4」及び「細目5」には、そのエネルギー需給構造改革推進設備等の耐用年数省令別表第一及び別表第二に定める種類、構造、設備の種類、細目等を記載します。
- 5 「法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額9」には、法第42条から第49条まで（圧縮記帳）の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理したときに、その積み立てた金額（積立限度超過額を除きます。）を記載します。
- 6 「差引改定取得価額10」は、次の場合に応じ次により記載します。
 (1) 取得等をした資産が措置法第42条の5第1項第1号ハ又は第3号に該当する場合

$$((8)-(9)) \times \frac{50}{100}$$
相当額
 (2) (1)の場合以外の場合

$$(8)-(9)$$
相当額
- 7 「当期分11～17」の各欄は、青色申告書を提出する中小企業者等が措置法第42条の5第1項各号に規定するエネルギー需給構造改革推進設備等を平成4年4月1日から平成24年3月31日までの間に取得等をし、その取得等の日から1年以内に国内にあるその法人の事業の用に供した場合（貸付けの用に供した場合その他特定の事業の用に供した場合を除きます。）に、その

- エネルギー需給構造改革推進設備等につき、その供用年度において同条第2項の規定による法人税額の特別控除を受けるときに記載します。
- 8 「前期繰越分18～22」の各欄は、前期以前において生じたエネルギー需給構造改革推進設備等に係る繰越税額控除限度超過額を有する場合に、措置法第42条の5第3項の規定により当該超過額について当期において法人税額の特別控除の適用を受けるときに記載します。
 - 9 当期に、エネルギー需給構造改革推進設備等で事業の用に供したものがなく、前期以前から繰り越された繰越税額控除限度超過額につき法人税額の特別控除の適用を受ける場合には、「当期の所得に対する法人税の額13」欄から記載を始めます。
 - 10 「前期繰越額又は当期税額控除限度額24」の「計」までの各欄は、前事業年度分のこの明細書の「翌期繰越額」の金額を移記し、「当期分」には「12」の金額を記載します。
 - 11 「当期控除可能額等25」の外書には、措置法令第27条の5第13項（連結納税の承認を取り消された場合に繰越税額控除限度超過額から控除する金額）の規定の適用を受ける場合に、同項に規定する控除未済超過額を記載します。この場合、翌期繰越額の計算は、当該控除未済超過額を含めて計算します。
 - 12 「当期控除可能額等25」の「計」には「20」の金額を記載します。
 - 13 「当期控除可能額等25」の「当期分」には「15」の金額を記載します。
 - 14 「翌期繰越額26」の各欄の外書には、措置法第42条の12（法人税の額から控除される特別控除額の特別例）の規定の適用を受ける場合に、別表六(二十四)の「法人税額超過構成額②」の各欄の金額を記載します。この場合において、「計」及び「合計」の欄の記載に当たっては、当該金額を含めて計算します。
 - 15 「機械設備等の概要」には、法人が措置法第42条の5第2項に掲げる中小企業者等に該当すること及びその機械設備等が、エネルギー需給構造改革推進設備等に該当することの詳細を記載します。この場合、この欄の記載に代えてできるだけ「特別償却の償却限度額の計算に関する付表」の所要欄を記載し添付することとしてください。

中 小 企 業 者 の 判 定						
発行済株式又は出資の総数又は総額	a		大規模法人の明細	順位	大規模法人名	株式数又は出資金の額
常時使用する従業員の数	b	人	大規模法人の明細	1		g
大規模等の保有割合の株式数又は出資金の額	c	%				h
保有割合	$\frac{(c)}{(a)}$					i
大規模法人合計の株式数又は出資金の額	e					j
保有割合	$\frac{(e)}{(a)}$	%			計	k
	f			(g)+(h)+(i)+(j)		
<p>この表の各欄は、期末の現況により記載するほか、次によります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「保有割合d」が50%以上となる場合又は「保有割合f」が3分の2（66.666…%）以上となる場合には、この法人税額の特別控除の規定の適用はありませんから注意してください。 2 「大規模法人の保有する株式数等の明細g～k」の各欄は、その法人の株主等のうち大規模法人（資本金の額若しくは出資金の額が1億円を超える法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が千人を超える法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。）について、その所有する株式数又は出資金の額の最も多いものから順次記載します。 						